

産休の社会保険料免除の仕組み 簡単図解まとめ



健康保険・厚生年金保険の手続き

産前産後休業期間の社会保険料免除

産前42日（多胎妊娠の場合は98日）から産後56日までのうち、妊娠または出産を理由に休業した場合、健康保険・厚生年金保険の保険料が被保険者・事業主ともに免除されます。免除期間中も保険料を納付した期間として扱われるため、将来の年金額が減少することはありません。

対象者	産前産後休業中の健康保険・厚生年金保険の被保険者とその事業主	添付書類	不要 ※ 従業員から申出があったにもかかわらず期限内に届書を提出しなかった場合、理由書および被保険者が休業している事実が確認できる書類（出勤簿、賃金台帳等）が必要
免除期間	産前産後休業開始月から終了日の翌日の属する月の前月（休業終了予定日が月の末日の場合は、産前産後休業終了月まで）	提出先	事務センターまたは事業所を管轄する年金事務所 ※ 電子申請可能
		提出期限	産前産後休業期間中または産前産後休業終了日から1か月以内
作成する書類	健康保険・厚生年金保険 産前産後休業取得者申出書／変更（終了）届	手続き後に会社に送付されるもの	産前産後休業取得者確認通知書

※ 健康保険組合に加入する企業の場合は、書式や制度内容が異なる場合があるため、健康保険組合で手続き方法を確認する必要があります

手順

従業員から産前産後休業の申出を受けたら申請書類を作成し、提出期間に合わせて年金事務所に提出する

ポイント

- 産前産後休業期間中に給与が支払われる場合でも、保険料は免除されます。
- 子どもが従業員の扶養になる場合、「健康保険 被扶養者（異動）届（国民年金第3号被保険者関係届）」の提出も必要です。
- 出産が予定日より前後した場合や、産前産後休業終了予定日前に休業を終了するなど、休業期間に変更があった場合には「産前産後休業取得者変更（終了）届」の提出が必要です（出産前に申出書を提出していた場合のみ）。

参考 日本年金機構「[従業員（健康保険・厚生年金保険の被保険者）が産前産後休業を取得したときの手続き](#)」，（参照日 2024.6.9） / 日本年金機構「[従業員（健康保険・厚生年金保険の被保険者）が産前産後休業を変更・終了したときなどの手続き](#)」，（参照日 2024.6.9） / 日本年金機構「[従業員（健康保険・厚生年金保険の被保険者）が家族を被扶養者にするとき、被扶養者に異動があったときの手続き](#)」，（参照日 2024.6.9）

妊娠出産時のその他の手続き



出産育児一時金・家族出産育児一時金

健康保険の被保険者や被扶養者が、妊娠4か月（85日）以上で出産をした際に支給されます。早産、死産、流産、人工妊娠中絶も支給対象です。

対象者	妊娠4か月（85日）以上で出産をした健康保険の被保険者または被扶養者	添付書類	- 医療機関等から交付される直接支払制度を利用していないことを証明する書類のコピー （産科医療補償制度の対象分娩である場合）「産科医療補償制度の対象分娩であること」が明記された領収・明細書のコピー （申請書に医師・助産師の証明または市区町村長の証明を受けられない場合）以下いずれかを添付 - 出産を担当した医療機関等の医師・助産師の証明書 - 出産したことを確認できる書類（戸籍謄(抄)本、戸籍記載事項証明書、出生届受理証明書など） （被保険者証の記号と番号が不明の場合）マイナンバーカードなど本人確認書類のコピー
支給額	一児につき50万円（産科医療補償制度に未加入の医療機関で出産した場合や、妊娠週数22週未満で出産した場合は48.8万円）		
作成する書類	健康保険 出産育児一時金支給申請書（医療機関で直接支払制度を利用していない場合のみ） ※ 直接支払制度を利用する場合は書類作成は不要。医療機関等に保険証を提示し「直接支払い制度に係る代理契約」を締結する ※ 直接支払制度を利用しており、出産費用が出産育児一時金の支給額の範囲内だった場合は「健康保険 出産育児一時金内払金支払依頼書」を提出することで差額を請求できる		
		提出先	協会けんぽまたは健康保険組合
		提出期限	出産した日の翌日から2年以内

※ 健康保険組合に加入する企業の場合は、書式や制度内容が異なる場合があるため、健康保険組合で手続き方法を確認する必要があります



手
順

事業主の手続きは特になし

※ 従業員は「直接支払制度」「受取代理制度」「事後申請」のいずれかを利用して手続きを行います。詳しくは[こちら](#)をご確認ください。



ポ
イ
ン
ト

- 出産育児一時金は従業員自身で手続きを行うのが原則です。しかし、手続きの方法がよくわからない従業員も多いため、個別で制度内容を説明しましょう。
- 被保険者期間が継続して1年以上あれば、退職してから6か月以内に産した場合も支給を受けることができます。

参考 | 全国健康保険協会「[子どもが生まれたとき](#)」, (参照日 2024.6.9) / 全国健康保険協会「[健康保険出産育児一時金支給申請書](#)」, (参照日 2024.6.9) / 全国健康保険協会「[記入の手引き](#)」, (参照日 2024.6.9)

出産手当金

健康保険の被保険者が出産のために会社を休み、休業期間中に給与が支払われない場合に支給されます。支給対象期間は出産の日（出産予定日後に出産したときは出産予定日）以前42日（多胎妊娠の場合は98日目）から出産日の翌日以後56日までです。

対象者	妊娠4か月（85日）以上の出産のために休業を取得し、休業期間中に給与の支払いを受けていない健康保険の被保険者	添付書類	（被保険者証の記号と番号が不明の場合）マイナンバーカードなど本人確認書類のコピー （被保険者が死亡し相続人が請求する場合）被保険者との続柄がわかる戸籍謄本 （支給開始日以前の12か月以内で事業所に変更があった場合や定年再雇用で被保険者証の番号に変更があった場合）以前の各事業所の名称、所在地、当該事業所に使用されていた期間がわかる書類
支給額	1日あたりの支給額＝【支給開始日の属する月を含む直近12か月間の各標準報酬月額を平均した額】÷30日×2/3 ※ 休業期間中に出産手当金よりも少ない額の給与が支払われている場合は、その差額が支給される		
作成する書類	健康保険 出産手当金支給申請書	提出先	協会けんぽまたは健康保険組合
		提出期限	休業していた日ごとに、その翌日から2年以内

※ 健康保険組合に加入する企業の場合は、書式や制度内容が異なる場合があるため、健康保険組合で手続き方法を確認する必要があります

手 順	- 従業員に申請書類の「被保険者記入用」欄および「医師・助産師記入」欄への記入と、添付書類の提出を依頼する - 申請書類の「事業主記入用」欄に必要事項を記入の上、協会けんぽまたは健康保険組合に提出する（従業員本人が申請することも可能）	ポ イ ン ト	- 支給額を計算する際、支給開始日以前の期間が12か月に満たない場合には、以下いずれかの低い額を使用して算出します。 - 支給開始日の属する月以前の継続した各月の標準報酬月額の平均額 - 当該年度の前年度9月30日における全被保険者の同月の標準報酬月額を平均した額 - 被保険者期間が継続して1年以上あり、退職日など資格喪失の日の前日に出産手当金の支給を受けているか、受けられる状態（出産日以前42日目健康保険の加入期間であり、かつ、退職日に出勤していないこと）にあれば、退職後も引き続き出産手当金の支給を受けることが可能です。

参考 | 全国健康保険協会「[出産で会社を休んだとき](#)」, (参照日 2024.6.9) / 全国健康保険協会「[健康保険出産手当金支給申請書](#)」, (参照日 2024.6.9) / 全国健康保険協会「[手書き用記入例](#)」, (参照日 2024.6.9)

もっと詳しく知りたい方へ

こちらの資料で お伝えしています

／ クリックでページに移動できます ／

無料 資料をダウンロードする >

 Money Forward クラウド

社会保険 労働保険 の

手続きガイド

社労士が
解説！

妊娠出産 育児 介護 編



 Money Forward クラウド